

令和7年 第18回 福岡市東区選挙管理委員会

令和7年9月19日（金）

【 議 題 】

- 1 議案第76号 検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について
- 2 議案第77号 裁判員候補者予定者名簿に登載する者について
- 3 議案第78号 在外選挙人名簿から抹消する者について

< 次 回 >

委員会 令和7年10月20日（月）午前10時～

議案第 76 号

検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

令和 8 年検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 7 年 9 月 19 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 森 英 鷹

- 1 福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者
 - (1) 名簿に登載する者の数 46 人
 - (2) 名簿に登載する者の氏名等 別紙のとおり
- 2 福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者
 - (1) 名簿に登載する者の数 46 人
 - (2) 名簿に登載する者の氏名等 別紙のとおり

(根拠)

・議決 検察審査会法第 10 条の規定による。

第十条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。)をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載(公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録)をされている氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録)をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

議案第 77 号

裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

令和 8 年裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 7 年 9 月 19 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 森 英 鷹

- 1 登載する者の数 538 人
- 2 登載する者の氏名等 別紙のとおり

(根拠)

・議決 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 21 条の規定による。

第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。)をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載(公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあっては、記録)をされている氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあっては、記録)をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。

議案第 78 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 9 月 19 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- 1 抹消する者の数 2 人
内訳 住民票が新たに作成された後 4 箇月を経過した者 2 人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和 7 年 9 月 19 日

※参考：在外選挙人登録数（東区）

男 39 人 女 92 人

計 131 人

（R7. 9. 19 委員会終了後）

（根拠）

・議決 公職選挙法第 30 条の 11 第 1 号の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。